

第331回入札監理小委員会 議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第 3 3 1 回入札監理小委員会
議事次第

日 時：平成26年 8 月 1 日（金）14:36～16:34

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1. 実施要項（案）の審議

○LANシステム運用支援業務一式（公正取引委員会）

○情報基盤サービス業務（（独）新エネルギー・産業技術総合開発機構）

2. 入札結果報告及び実施要項変更（案）の審議

○JF-NET運用管理支援等業務（（独）国際交流基金）

3. その他

<出席者>

（委員）

石堂主査、井熊副主査、関根専門委員、若林専門委員、宮崎専門委員、辻専門委員、
早津専門委員、小尾専門委員

（公正取引委員会）

事務総局官房総務課 垣内企画官、小林課長補佐、桐生係長、会計室 樋下係長

（独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）

システム業務部 大江部長、内田CIO補佐、坂内主幹、和田主幹、吉岡主査、中尾主査、田窪主
査

（独立行政法人国際交流基金）

総務部システム管理課 飯澤課長

経理部会計課 平林課長

（事務局）

新田参事官、金子参事官

○石堂主査 それでは、ただいまから第331回入札監理小委員会を開催いたします。

本日は、公正取引委員会の「LANシステム運用支援業務一式」の実施要項（案）、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の「情報基盤サービス業務」の実施要項（案）、独立行政法人国際交流基金の「JF-NET運用管理支援等業務」の入札結果報告及び実施要項変更（案）、の審議を行います。

最初に、公正取引委員会の「LANシステム運用支援業務一式」の実施要項（案）についての審議を始めたいと思います。

実施要項（案）について、公正取引委員会事務総局官房総務課垣内企画官より御説明をお願いいたします。なお、説明は15分程度でお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○垣内企画官 ただいま御紹介にあずかりました公正取引委員会の企画官をしております垣内と申します。よろしく申し上げます。

本日は、公正取引委員会の「LANシステム運用支援業務」に関する審議の機会を設けていただき、ありがとうございます。これから、運用支援業務に関する要項について御説明さしあげます。

まず、私どもの運用支援業務の対象となります公正取引委員会のLANシステムの概要について、簡単に御説明いたします。今回、お手元に資料を配らせていただいておりますけれども、実施要項（案）の一番最後のページになります55/55を御覧ください。こちらが私ども公正取引委員会のLANシステムの概要でございます。この当委員会のLANシステムは、私ども中央合同庁舎6号館に所在しております。私どもは、本省を「本局」と言っておりますけれども、この本局と沖縄の公正取引を含みます8か所の地方事務所、あと、国会連絡室等ですけれども、計10か所結びまして、職員等に対して、電子メール、電子掲示板、ファイル共有等の基盤機能を提供するシステムでございます。主要設備に関しては、全て本局の合同庁舎6号館に設置しております。各拠点とはインターネットVPN網等で結んでおります。全体としてWANを構成しているところでございます。このシステムを使用しておる職員は1,000名弱でございます。

では、本日御審議いただきます実施要項について、ポイントを押さえながら簡単に御説明させていただきます。このLANシステムの運用支援業務ですが、現行は単年度契約で行っているところでございます。しかしながら、平成24年度7月に閣議決定されました公共サービス改革基本方針において示されたとおり、27年の4月から平成32年3月までの5年間の複数契約年による民間競争入札を実施したいと、今回考えているところでございます。これを行うことによりまして、年度ごとの単価が実質的に下がるというスケールメリット、契約金額の高額化により入札参加者が増えるといった競争効果が高まること、そして、常駐していただくことになる技術者の成熟度による質の向上といった効果が、この5年間の契約ということで期待できると考えているところでございます。

では、実施要項の詳細について説明いたします。

まず、下の方にページを振っております、実施要項1ページ目と書いてあります。ページで言うと、4/55の2. は、本件の対象事業の公正取引委員会LANシステム運用業務の概要の記載を説明しているところでございます。具体的な内容は、要項の3ページ、6/55の(3)を御覧ください。そこに「運用支援業務の内容」が記載されているところでございます。運用支援業務は、先ほど申し上げましたLANシステムの安定稼働を行う各種業務、すなわち、セキュリティパッチを当てる作業とか、定期的なバックアップ業務、通信状況の監視、ウイルス対策ソフトウェアの運用などといったシステムの、これらを総称しまして「システムの定常運用業務」と言っておりますが、そのような業務。それから、私どものLANシステムの運用支援業務及び保守業務の全体管理などの各種管理業務、障害発生時などに行う業務といったものでございます。

私どもに関しては、こちらはヘルプデスク業務が通常システムの関係の運用業務がございますが、いわゆる職員からの問い合わせ等に関しては、私ども公正取引委員会の職員が情報システム室におりますが、その職員で対応しております、今回の運用支援業者が直接個々の職員の問い合わせの対応というようなことはしておりません。公正取引委員会のLANシステムの障害が発生した場合、流れとしては、当委員会の職員が受けまして、その後、当委員会の職員から運用支援業者に照会するというような対応をとらせているところでございます。なお、主要設備に関しては、本局に集約されております。ですので、作業いただく場所は東京の本局1か所となっているところでございます。

次に、同じページの(3)の下の方に、「オ」としてその他の部分がございます。そこに関して、毎年のサブシステムの更新（職員用端末除く）で発生する構成変更に伴う運用手順変更についてという項目がございます。そこを若干補足いたします。これについては、1ページ前に戻っていただきまして2ページの5/55の一番下のパラグラフで、「更新ローテーションについて」に記載しておりますけれども、こちらの記載しております、対象システムは経年劣化に伴う更新は一切行わず、ローテーションを決めて、サブシステム単位で順次更新を行っているというところがございます。この更新の状況については、この資料に（別添1）と書いておりまして、ページ番号で28/55になります。こちらでローテーション表が書いてございますが、公正取引委員会のLANを構成するサブシステムは、毎年何らかの更新が発生いたします。そのことによる構成変更に対処するため、運用手順変更が発生することを明記しているところがございます。

戻っていただきまして、実施要項3ページ、6/55の(4)の「確保されるべき運用支援業務の質」について御説明をさしあげたいと思っております。確保されるべき質については、これまでLAN運用支援業務の調達においては、一部しかこのような支援の質の部分を求めておりませんでした。今回、複数年契約を行うことに併せてサービスレベルアグリーメント（SLA）を締結することにしておりまして。これを締結することによりまして、継続的かつ安定的なサービスの確保を図りたいと考えているところがございます。

SLAについては、(4)でア～オで数値の目標値を定めているところがございます。これ

については、まず対象システムの稼働率です。次に、障害発生から当委員会の担当者に第1報を入れ、障害対応を開始できるまでの時間、障害回復時間といった目標値を管理目標として、また、SLAに係る免責事項を実施要項でも明らかにすると同時に、請負者の責めによる未達成項目がある場合、当委員会の承認を得た上で改善措置を講じ、改善策の実施効果について、実施月から3か月間達成状況とともに報告させることを規定しているところでございます。

次に、6ページ(9/55)を御覧ください。入札参加資格に関する事項について記載しております。資格に関しては、(1)~(9)までの要件の部分が請負業者に対して書いているところがございます。⑩は、ITIL準拠の体系化した社内標準を有していること。(11)においては、JISQ15001の適合性評価制度によりプライバシーマークの付与を受けていること、または、これと同等の個人情報保護措置を講ずる体制を整備していること。(12)でも同様の記載をしていることによりまして、これらの要件を満たすことをお願いしているところでございます。これらの要件については、通常、LAN運用支援業務の実績とノウハウを有している事業者であれば、おおよそこれらの要件は具備しているものだと考えているというところでございます。

次に、同じページの下の方に、5.として「入札に参加する者の募集に関する事項」を記載しておるところでございます。こちらは記載のとおりですが、入札公示から質問・閲覧期限までの期間、あと、質問・閲覧期間から既存業者に引継ぎまでの期間等、それぞれ最低でも1か月以上を確保することをいたしまして、適切な期間の設定に配慮していると考えているところでございます。

次の7ページ目は、「事前の情報開示」でございます。こちらに関しては、民間事業者が入札参加に当たりまして、その見積作業等に必要な資料のうち、ネットワーク構成図と機密性の確保を要する資料については、私どもの委員会と機密保持契約を締結することを条件といたしますが、それによりまして、当委員会が指定した会議室において閲覧ができるように規定をしておるところでございます。機密性の高いものについても、我々、積極的に開示していくということで考えているところでございます。

次に(3)の「民間事業者からの質問及び当委員会からの回答の共有」については、質問等が寄せられた際は、取りまとめて、宛て先をBCCとして、各参加者に情報共有するというようなことを行いたいと考えているところでございます。

次の8ページ(11/55)に行っていただきますと、6番「公正取引委員会LANシステム運用支援業務を実施する者を決定するための評価の基準その他本業務を実施する者の決定に関する事項」でございます。こちらについては、落札者の決定については、本入札の予定価格が80万SDRを超えないというところを想定しておりますので、方法については、最低価格落札方式による一般競争入札で行いたいと考えているところでございます。

要項についての説明、簡単でございますが、以上のとおりでございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○石堂主査 ありがとうございます。

ただいまの本実施要項（案）について、質問・意見のある委員は御発言をお願いいたします。

○若林専門委員 確認というかお聞きしたいのですけれども、これまでの契約状況といたしますか、もともと22年度に5者の応札があって、じりじりと減っているのかなという印象があるのですけれども、この減ってきた要因については、何か分析はされていますか。もし、されていれば、お聞かせいただきたいと思います。

○小林課長補佐 私からお答えいたします。

正直申し上げまして、複数者が入札に参加している年度については、特に調査を行っておりませんので、状況については、正直ちょっと分からないというところがございます。

○垣内企画官 補足させていただきますと、その部分に関しては、入札が行われますと、当然、最終的には落札価格が分かるということになるわけでございます。翌年度においては、そういう部分についても含めて分かるものでございまして。先生御指摘のとおり、金額を見ていただきますと、じりじりと下がってきているという状況でございまして。そういう部分から、コスト的な部分が大きいのではないのかなというふうには考えているところでございます。

○若林専門委員 それでは、先ほどおっしゃったような複数年度の契約によってこの辺は改善が図られるということで、確認ですけれども、よろしいということですね。

○垣内企画官 私ども、その部分については一番期待しているところでございます。単年度ベースですと、その部分での収支の関係も当然でございますので、参入できない、コスト部分が厳しいのだろうというのがございます。先ほど御説明さしあげました部分もでございますが、複数年契約になりますと、その一定期間は業務が保証されるという部分もでございますので、そういう観点からも、来ていただくSEさんの部分について、この程度の人を入れて、1年間であれば、習熟ということを考えながら仕事をするのはなかなか難しいと思うのですけれども、5年間というある程度のスパンがあれば、エントリーレベルにおいて、いわゆるジュニアのSEの方が来ていただいても、その5年というスパンの中である程度磨いていただければ、それなりの業務はきちんとやれるのではないかと。あと、その部分の技術的な確保に関しての予見は、SLAを結んでいるところでございますので、それを一応ベンチマークとしていただきながら、この程度の人を派遣していただけると考えられています。私どもとしては、ぜひ入札参加の人数は増えていただきたいと思っておりますし、それは期待しているところでございます。

○石堂主査 ほかにいかがでしょうか。

○井熊副主査 御説明ありがとうございます。

これはサブシステムをつくっていくということで、先ほど御説明がありました6/55で、サブシステムの更新については、運用手順変更について、十分連携とありますが、サブシステムの発注は、公正取引委員会の方で責任を持ってやるわけですから、その円滑な業

務の引継責任は公正取引委員会の方にあるのかなと思うのですね。ですので、そこは一方的に事業者に任せるのではなくて、そういう円滑な引継ぎができるような記述にしていった方がいいかなと思います。

それから、これは質問ですが、この業務をシステム会社が受託した場合、サブシステムの調達には応札できるのですか。サブシステムも入札しますね。

○小林課長補佐 正直、いわゆるメーカーといいますか、そういうところを想定していたのですけれども、要件上、排除はしていないので、可能と言えば可能です。

○石堂主査 今のサブシステムの更新のところですが、6/55に「更新」という言葉があるわけですが、その後で発生する構成変更に伴う運用手順とありますから、今と全く同じものを取り替えるということではないですよということがベースにあるような気がするのですね。そのときに、今回5年間という契約をやりますから、サブシステムが変わることによって、運用面で負荷が増えてしまうというようなことは想定されていないのか。あるいは、それは新しいシステムがいわば追加になるということと同じように捉えて、そのときには契約変更をすればいいのだというスタンスで言っているのか、それはどっちなのかなということですか。

○小林課長補佐 サブシステムの更新は、実態としては、サーバー室の機器、すなわちサーバーラックに載っている機械を、一定の年数を経た時点で新しい機械に取り替える、はっきり言えばそういうことなので、だから、その機械の取扱手順とかそういうのをちょっと新しく覚えていただくという程度と我々は考えています。ですから、操作手順が多少変わるといったような、古い機械との違いが多少は発生するかもしれませんが、人的な労力、負担という意味での変化はまず考えられないと我々は思っております。

○石堂主査 想定してないという方のお答えですね。

○小林課長補佐 そうでございます。

○石堂主査 分かりました。

ほか、いかがですか。

○関根専門委員 ありがとうございます。

今の件と最初の件にも関連して確認させて下さい。今後5年間で契約していくということですが、今までも何年間か行ってきた中、応札者も数者あって、落札者も結構変わっているということですが、システムそのものは、大きくは平成20年の頃からずっと変わらなくて、今後の5年間も大きくは変わらないという非常に安定したものであると考えていいのでしょうか。ということは、価格の折り合いがもしかしたらあるのかもしれないですが、過去に落札して、実際行ったような事業者は今度入札してくる有力な候補として幾つかあるというふうに考えておけばよろしいのでしょうか。

○桐生係長 私からお答えさせていただきます。

まず、システム自体、この対象システムの中身は、サブシステムの更新によっては、特に大きく変わるというものは確かにございません。ですので、これまで支援として行って

きた事業者であっても、確かに入札参加の対象となり得るといふふうに十分考えておりません。

○井熊副主査 サブシステムの更新によって、何回も言われているように、大きく業務の変更はないとか、システムの基本的な変更はないとかいうことは、どこかに明記されているのですか。

○小林課長補佐 先ほど説明の際にちょっと触れました、別添3通し番号47/55ページにあるようなローテーションでサブシステムを更新するというふうになっていまして。それ以外は基本的には考えておりません。

○石堂主査 さっきの関根委員の質問も、サブシステムだけではなくて、トータルのシステムとしても、ここ10年くらい余り大きな変更は考えていないシステムなのかなと思うのですよ。さっき私が聞いたのは、そうは言いつつも、サブシステムで何か新しいアイデアがあって、ごろっと変わるといった事情がもし将来起きたときには、それは契約変更で対処するというふうに考えていると。あえて、絶対変えないぞというところまで言うわけではないのでしょうかということです。

○垣内企画官 その部分ですけれども、6/55の「その他」のところですが、ここで想定しておりますのは、いわゆる従前の機器、ある一定の期間を経ますと、当然更新をしなければいけないものですから、更新の作業等々の部分で行われます部分について想定している部分でございます。ですので、がらっと全く新しく変わってしまうとかそういうもので、通常範囲を超えるようなものがあるとするならば、当然、今、委員がおっしゃいましたような事態が発生する可能性はあり得ると思います。ただ、今のところ私どもが考えていることとしては、そこはないだろうと考えているところでございます。

○石堂主査 ある意味では、「更新」という言葉が、取りようによっては「取替」という言葉もありますし、「更新」という言葉もあるし、「改良」という言葉もあるし、結構幅があると思うのですね。ですから、ここは基本スタンスは余り大きく変わらない前提で考えているのだということなのですね。

○垣内企画官 そうでございます。

○石堂主査 ほかにいかがですか。

○小尾専門委員 今回、5年契約にするということで、SLAを導入したということだと思っておりますが、ちょっと見させていただくと、SLAの例えば障害回復時間が8時間以内とか、結構長くて、回復時間を8時間もとっていいのかなと思ったりして、入札の応札者をできるだけ多くするという意味からすると、緩い方がいいのですが、逆に言うと、ちょっと心配になってしまうのですが、これは公取としてはこれでいいという判断なのでしょうか。

○垣内企画官 今、先生おっしゃいますとおり、システムをきちんと安定的に運用させるためには、当然SLAが高い方がいいというわけですが、他方で、応札者の部分の負担軽減という部分で言えば、低い方がいいと。そういう部分で申しますと、痛しかゆしの部分がありまして、私どもとしては、その部分で可能な範囲で安定的にということを考え

ておりました。今、先生御指摘の部分でございますと、主要サービスの回復時間を8時間という部分の御指摘をいただきましたが、この考え方としては、業務時間中に回復してほしいという部分でございます。この部分、私ども今回、SLAを本格的に入れるのはこの契約が初めてですけれども、単年度契約においては、昨年度この基準を入れております。この基準については、8時間は妥当な線かなと考えています。また、他省庁さんの例でも、同じような基準があるというところがございますので、私どももこれでいいと考えているところでもあります。

○石堂主査 ほかはよろしいでしょうか。

それでは、本実施要項（案）の審議は、これまでとさせていただきます。

事務局から何かございますか。

○事務局 特にございません。

○石堂主査 それでは、本実施要項（案）については、今後実施される予定の意見募集の結果を、後日、入札監理小委員会で確認の上、議了とする方向で調整を進めたいと思いますので、公正取引委員会におかれましても、そのように御承知おきの上、御対応方お願いしたいと思います。

本日は、どうもありがとうございました。

（公正取引委員会退室、（独）新エネルギー・産業技術総合開発機構入室）

○石堂主査 それでは、続きまして、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の「情報基盤サービス業務」の実施要項（案）についての審議を始めたいと思います。

最初に、実施要項（案）について、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構システム業務部大江部長より、御説明をお願いしたいと思います。なお、説明は15分程度でお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○大江部長 NEDOシステム業務部長大江と申します。本日はよろしくお願ひします。

本日は、当機構の「情報基盤サービス業務」の調達の民間競争入札実施要項について御審議いただくわけでございますけれども、私から概略をまず御説明させていただいて、その後、担当主幹の坂内から詳細を御説明させていただきます。

NEDOでは、エネルギー地球環境問題の解決と産業技術の国際競争力の強化という2つのミッションを掲げて、産業界、大学、公的研究機関と連携しながら、技術開発・実証に取り組んできております。本日御審議いただきます「情報基盤サービス業務」の調達は、これらの業務を実施するために、NEDOの役職員が利用するPC-LANシステムを初めとした基盤システム全体を対象としています。

本年2月に開催されました小委員会の際にも御説明いたしましたとおり、現行の情報基盤サービスでは、ハードウェアと運用管理をそれぞれ個別に調達するというのではなくて、全体を一括してサービスとして提供いただくという形態をとっています。これにより、機構職員のノウハウの蓄積等に依存せず、ノウハウのある専門業者（MSP事業者）による統一的な運用管理が実現できており、これまで大きな問題もなくサービスの提供を受けてき

ております。

本日御審議いただきます「情報基盤サービス業務」の調達におきましても、これまで同様、サービス提供という形態での調達を予定しております。現行情報基盤サービスで、セキュリティ対策上有効であったサーバ機器のデータセンターでのハウジングやクラウドサービスの利用及びシンククライアントPCの採用に加えまして、標的型攻撃に対する出口対策の強化など、セキュリティ対策をさらに強化する内容としております。

それでは、「情報基盤サービス業務」の調達の詳細について、担当主幹の坂内より御説明させていただきます。よろしく申し上げます。

○坂内主幹 坂内です。よろしく申し上げます。

資料B-2で説明をさせていただきます。「情報基盤サービス業務の調達の民間競争入札実施要項（案）」に基づいて御説明をさしあげます。

まず3ページ目の「趣旨」ですけれども、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」の透明かつ公正な競争のもとで、民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すという、これを踏まえまして、情報基盤サービス業務の調達。調達件名としては「情報基盤サービスの調達」の実施要項を定めております。

続きまして、4ページの説明をさせていただきます。4ページの2.の(1)「情報基盤サービスの調達の概要」ですが、まず最初にアの「情報基盤サービスの経緯」ですが、現行の情報基盤サービスは、「NEDO PC-LANシステムの業務・システム最適化計画」（平成20年3月公表）に載っております。平成22年度に導入したものでございます。こちらの情報基盤サービスが、平成27年10月で終了する予定となっております。今回は、その27年11月以降、こちらの情報基盤サービスの調達を行うというものになります。

イの「情報基盤サービスの対象」については、資料の通し番号27ページを御覧いただけますか。こちらはA4横のものを縦に印刷しております。字が小さくてちょっと見えにくいと思いますので、私の方で補足しながら説明をさせていただきます。

まず、サービスの内容ですが、ユーザーサービスとして、認証基盤サービス、電子メールサービス、ファイル送受信サービス、グループウェアサービス、ユニファイドコミュニケーションサービスとして、音声通話の機能。こちらは固定IP電話とスマートフォンを含んでおります。インスタントメッセージ機能とか、Web会議機能等を含めて、総合的にサービスを提供していただくというものになっております。このうち、Web会議機能については、前回の基盤より新たに追加しておる機能となります。

次に、6番、7番、8番で、シンククライアントPCサービスを実現するためのサービスで、シンククライアントの端末については、今回はノート型のシンククライアントに変更しております。それから、USBシンククライアントを追加しております。

続きまして、次の28ページに移ります。ファイル共有を実施いたしますファイルストレージサービス。モバイル端末やUSBシンククライアント等を貸し出し、管理を行いますレンタ

ルサービス。それから、複合機等のサービス。次に、IPネットワークサービスとして、機構内のLAN環境のサービス。それから、拠点間の通信を行うためのWAN環境のサービス。それから、1つ飛ばして、機構内からインターネットに接続するためのインターネット環境のサービス。それから、セントレックス環境。こちらは従来の電話の交換機に当たるサービスになっております。データセンターサービスとしては、データセンターとハウジングサービス。

次のページに移ります。情報セキュリティ対策サービスとして、マルウェア等対策サービス、認証・検疫サービス、スパムメール対策サービス、情報漏えい対策サービス。情報漏えい対策サービスについては、ファイル暗号化機能、メール誤送信の防止機能、モバイル管理機能としてリモートワイプ、例えば機器を紛失してしまったときに、リモートから停止をできるという機能です。こういった機能の情報漏えい対策サービスについては、今回のサービスで追加をしている機能となります。今までの情報基盤に対して追加をしているというものになります。

それから、情報セキュリティ監査対応と情報セキュリティ新種攻撃の調査対応。調査対応の具体例としては、出口対策として、外部サーバへのアクセスの振る舞いを検知して止めていくといったようなことを考えております。こちらも新規に追加する機能になります。

あと、運用管理と保守のサービスがあります。

資料4ページに戻らせていただきます。今、4ページの2.の(1)のイ「情報基盤サービスの対象」を説明いたしました。

次に、「情報基盤サービスの内容」ですが、まず大きく分けると、「サービス提供のための環境構築」。これが(ア)に書いてあります。それから、(イ)の「サービス提供」で、6ページに行きまして、エに書いております「請負業務の引継ぎ」があります。業務の引継ぎに関しては、最も大きくかかるのが現行サービスからのデータ移行等を想定しております。

あとは、このサービス終了後に、次期業者に対してデータ移行していくものの支援をするというところが入っております。

次に(2)の「確保されるべき情報基盤サービスの質」ですが、これは別添の仕様書のSLAに記載しております。細かく記載しておりますので、こちらの紹介は省かせていただきます。サービスの質としては、サービス期間中にアンケート調査を行いまして、その内容のもとに改善をしていくことを考えております。

それから、セキュリティ上の重大障害の件数については、情報漏えいは0件、運用上の重大障害件数についても、障害件数は0件という形で運用をしていただくということを考えております。

次の(3)「創意工夫の発揮可能性」は、機構の要求する仕様を満たせる最適な構成、運用及び保守等を提案することをしていただきたいと思います。先ほどありましたアンケートの結果を踏まえて、改善すべき内容を提案していただくこともやっていただき

たいと思っております。

(4)「契約の形態及び支払」ですが、契約の形態は、業務請負契約を考えております。次の支払については、環境構築については、環境構築期間が終了後に検収を行いまして、環境構築期間分の支払を行うことを考えています。

その後はサービス提供になりますが、サービス提供の代金については、月ごとに検収を行って、支払を行っていくという形で考えております。

その他、ウとエですけれども、SLAの基準値を著しく下回る状況が長期にわたる場合の対応ですが、1つは、契約の解除に関する協議を申し出ることができる。もう一つは、別途、損害賠償を請求することができる。ということで考えております。

次の9ページが、全体の工程になっておりまして、26年度中は、12月から3月までの間に調達手続を行いまして、その後、4月1日から契約を開始して、32年10月31日までが契約期間となるという大まかなスケジュールになっております。

11ページの5. に詳細なスケジュールが書いてございます。詳細なスケジュールとしては、26年12月下旬に入札公告を予定しております。説明会を1月上旬にしまして、質問受付が2月上旬、資料閲覧期限が2月上旬、入札書・提案書の提出期限が2月中旬、提案書の審査は3月上旬、開札及び落札者の決定は3月中旬、契約締結は4月1日という形で予定しております。

次に、13ページで評価について御説明をいたします。評価については、総合評価落札方式の加点方式を考えております。価格点と技術点の配分は1対1を考えております。それぞれ価格点・技術点は、3,500点満点で考えております。

評価の方法は、13ページの下の方の「技術点」に詳しく書いてあります。一次評価及び二次評価を実施するという形で考えております。一次評価については、必須とされた項目の基礎点の評価項目について採点をしまして一次評価とします。一次評価で合格した者に対し、14ページで、必須とされた項目の加点の評価項目について採点を行いまして、これで二次評価を実施することを考えております。評価については、通しページで178ページ以降に、評価基準という形で細かく書いてありますので、説明をしませんが、こちらを参考にさせていただければと思っております。

説明は以上になります。

○石堂主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまの実施要項(案)について、御質問・御意見のある委員は発言をお願いいたします。

○辻専門委員 御説明どうもありがとうございました。

私から3点ございます。まず1点目ですが、資料B-2の通し番号28ページです。少し細かい質問ですけれども、下に書いてある3番データセンターサービスです。こちらはハードウェアの設置場所に関するサービスと書いてあるのですが、これは多分サーバとかが置いてある場所だと思うのですけれども、サーバが置いてある部屋の空調管理とかエアコ

ンであったり、その辺りの管理は、今回の受託事業者は責任を負わないという理解でよろしいですか。

○坂内主幹 データセンターのハードウェアの設置場所については、その空調管理が責任範囲かどうかということですね。これは責任範囲という形で考えております。

○辻専門委員 エアコンの保守・点検等もこの業者さんが責任を負うということですか。

○坂内主幹 そうですね。保守・点検等についても、請負となる者が責任を負っていただくという形で考えております。

○辻専門委員 今使っているエアコンのどういう性能を持っているかとかという部分についても開示する予定はありますか。いつごろ設置されたエアコンとかそういう話です。

○坂内主幹 現在のサービスですね。

○辻専門委員 はい。

○坂内主幹 現在のサービスの契約は、サービスを提供するという形になっておりまして、基本的に、それでどういうリソースを使って実施していくかというところについては、請負者のノウハウが大きいということで、開示できるものは開示していただきますけれども、業者さんの判断でここは開示できないとなったところについては開示できないという形になっております。

○辻専門委員 分かりました。

2点目でございます。通し番号32ページです。こちらは、従来の実施に要した人員、従来の実施に要した施設及び設備等について、「サービスでの提供形態であるため、非公開」と書かれております。恐らく何か事情があるとは存じ上げますけれども、もともと従来の実施に関する状況を説明する法の趣旨は、従来過去の状況を、新しい新規の入札予定者に対して正確に理解させて、創意工夫を発揮させる。それで、よりクオリティを向上させて、コストを下げるといふ部分に趣旨がございました。そういう重要な趣旨があるからこそ、法律上も明文でこの辺り要求されていたと思われま。今回何か事情があって、これは全て非公開になって、法令が求めている情報が非公開という状態になってしまっているのですが、どうしても差しさわる事情があって公開できない場合であっても、先ほど申し上げたような法律の趣旨を生かしていく方向で、何らかの情報を出す方向で御検討いただければと考えております。これが2点目でございます。

それから、いただいた資料の最後のページ、A3の資料でございます。3.2で「組織としての専門性、類似業務実績」がございました。こちらは必須項目という理解でよろしいですか。

○坂内主幹 3.2の1a)ですね。

○辻専門委員 1a)です。

○坂内主幹 1a)は必須です。

○辻専門委員 これは、同規模以上、類似するサービスをやっていないという判断をされれば、これは失格になってしまうという要件ですね。

○坂内主幹 はい。

○辻専門委員 恐らく業者さん目線からすると、類似するサービスとか同規模以上というのは、かなり評価的な要素が入っていると思いますので、恐らくNEDOさんにおいて、同程度以上とかという評価をする前提になる評価の根拠になる事実だと思うのですけれども、例えば予算規模とか、人員の数とか、使うサーバの種類とか数とか、いろいろ具体的な事情のもとにこれらの評価をするかと存じますので、できれば、「類似」とか「同規模」というのは、こういう事情をもとに判定しますよという部分をもうちょっと具体的に書いていただいた方が、業者さんとする目安が付きやすいのかなと考えました。

○坂内主幹 ありがとうございます。

2点の手前の方の従来の実施に要した人員のところですが、こちらもNEDOとしては公開していきたいと当然思っております。ですが、先ほど空調のときにお話ししましたけれども、契約自体がサービスとして提供したいものはこれですという形で示して、そのサービスを受けるという形で契約がなっております。そのリソースの配分については業者さんのノウハウがあるということで、こちらについては、業者さんに公開したいというお話をしたところ、この点については非公開でお願いしたいということで、その契約の範囲内と言うと、これ以上公開を強制できないというところがありまして、非公開となっております。

○辻専門委員 つまり、それは従前の契約書の中で、その辺りの情報を開示させる手がかかりになるような条項がないというわけですか。

○坂内主幹 そうです。

現在のこちらで御審議いただいている契約に関しては、なるべくこういったことがないように、開示可能なものについては開示するという形で仕様を直しております。

○辻専門委員 今後のは直しているという点で安心なんですけれども、なるべくというよりは、もうちょっと具体的にこの部分はしっかり出しなさいという、より明文化された形では御検討なさっていますか。

○坂内主幹 こちらの方は、今回可能なものにつきましては、公開することとしておりますので、具体的なこれとこれについては公開をしてくださいという形にはなっておりません。

○辻専門委員 それですと、多分業者さんからすると、これはノウハウなので公開できませんと言われると、もうだめなわけですね。現状ですと。

○坂内主幹 その部分は確かにそのようになると思います。

○辻専門委員 その点をちょっと御検討いただければと思います。

○坂内主幹 はい。ありがとうございます。

続きまして、評価基準の3.2の情報基盤サービスに類似するサービスまたはシステムにおいて発注者と同規模以上の独立行政法人または中央府省での導入運用実績ですけれども、こちらについては、NEDOとしては、このサービスを安定的に提供していただきたいという

強い思いがありまして。そのサービスの実現可能な実績として、同じような規模の同じような法人の業務を実施したことがあるという形であれば、リスクが少ないのではないかと考えまして、今回こちらを入れさせております。こちらについては、情報基盤サービスに類似するサービスもしくはシステムについて、同等の規模であれば、実施できれば、基本的には恐らくこのサービスは実施できるであろうと思っておりますので、こちらについては、今、こちらは基礎点という形で、これができないと受注できないという形になっておりますが、加点として、こちらが実績があれば加点をしていくという形で、受けられないという形ではないような形で検討をしていきたいと思っております。

○辻専門委員 つまり、必須項目ではなく、加点項目にするということですか。

○坂内主幹 はい。

○辻専門委員 分かりました。

○石堂主査 これは加点項目に変えると理解していいのですか。

○坂内主幹 はい。

○宮崎専門委員 先ほどの人員の非開示のところですが、178ページ以降の最後の評価基準の3.1の中で、業務実施体制とか業務の配分する人員は評価基準に入れていらっしゃると思うのですね。そうしますと、開示は受けられないのかもしれませんが、NEDOさんとしては想定されている、この業務を実施していただく人員の規模感といたしますか、ある程度何かしらの基準があると思っておりますので、過去の実績としては開示できないにしても、全く目星がつかないと競争制限的になってしまいますので、NEDOさんとしてはこれぐらいの人員が必要とか、目安としてこれぐらいを想定しているということはどこかに入れると。

○坂内主幹 そこが、例えばですけれども、人が多くかかるというところについては、例えばサービスデスクの体制というところがありまして、ここで何人程度とかというところで指定をしますと、それに基づいて体制を組むという形に基本的には考え方はなりがちなのですけれども、例えば、ここについては、サポートデスクで実際に連絡が来ないような形に、例えば提供するサービスの質を高めていただいて、何も聞かなくても問題なく使えるのだということであれば、サポートデスクの体制はそんなに大きくする必要はないということで、全体のサービスの提供の中で、我々としては良質なサービスを提供していただくということで、サポートデスクで手厚くサポートをして、問題なく使えるようにするという方法もありますし、それは請け負う業者さんの方の裁量の範囲でよりよいものを提供していただきたいという形で考えておりますので、そこは創意工夫をしていただくというふうに考えております。

○宮崎専門委員 そうしますと、特に基準がないという形になるように伺えたのですが、最後の評価基準の3.1の「実施体制・役割分担」の中に、人員の確保状況を加点ではなくて、基礎点にされていますので、何か想定された人数がいないと失格になるというふうに読めるものですから、最低限のところだけは何かしら目安を示していただいた上で、それより多くする、少なくするというのは、クオリティーが確保できれば問題ないとは思っている

のですけれども、基礎点にする以上は、何かしらの基準があるのではないかと思ったところ です。

○坂内主幹 分かりました。

○石堂主査 今のところは、どうされますか。

○坂内主幹 基本的には、審査をしていくときに、提案の内容によって、このサービスであれば、これぐらいの人数がいなくてできないはずであろうというのは、それぞれの提案ごとに恐らく違うと思っています。ですので、一律的にここで何人以上とか、最低限幾らという形にはやはり書けないかなと思いますので、それについては、実際に評価を行う際に、委員の方に実際に提案を見ていただいて、それで、この提案の内容に対してこの人数は妥当かどうかという判断をしていただくと 思います。

○辻専門委員 同じ資料の通し番号7ページ目でございます。(4)「契約の形態及び支払」のウです。こちらはSLA評価結果に対し、改善要求をしたにもかかわらず、基準値を著しく下回る状況が長期にわたって続く場合には、機構は何ができるかという、「契約の変更または契約の解除に関する協議を申し出ることができる」と書かれています。多分、これは法律上は、協議を申し出ただけであって、相手方がこれを受けるかどうかは自由になってしまいますので、多分これは法律上は余り効果がない書き方だと思いますので、できれば、これは「契約の変更または契約の解除をすることができる」と書いてしまって、その後、それほど重大な事案でなければ、今回解除まではしないけれども、協議に応じてくださいというような、そういう強い立場にしておいた方が、機構様側のカードが増えるかと思われ ます。

○坂内主幹 ありがとうございます。

○井熊副主査 MSPサービスでこのシステムに応札してくる事業者は、今回の入札で何者ぐらいあると予想されていますか。

○坂内主幹 恐らく10者ぐらいまで行くかどうかぐらいの感覚になるのではないかなと思っています。

○井熊副主査 前は2者ですね。

○坂内主幹 はい。前回は、実は説明会の時点では、50者近く来ておりました。それで、結果的に、応札していただいた業者さんとしては2者となったという状況になっています。

○井熊副主査 何で50者来て、2者になったのですか。

○坂内主幹 前回の提案につきましては、基本的にMSPですので、複数のサービスを実施する事業者さんが協力をしながら提案をするという形が一般的な形になるというふうに思っております。前回の調達の際には、ほぼジョイントベンチャーと同じような形で、1つの提案に参加する者はほかの提案には参加できないという条件、これはジョイントベンチャーだと当たり前の要件ですけれども、これを入れて調達をしたのですが、そうすると、どうしてもそこが逆にネックになってしまって、ほかの提案に参加できないということで、逆に絞られてしまったというのが原因としてあります。

○井熊副主査 特殊な技術が入っている場合は、そういうことがありますね。

○坂内主幹 具体的にお話をしてしまうと、会社のキャリアが国内ではほぼ3者に限られるというところで、実質的に先ほどの要件を入れてしまいますと、提案できる者は最大で3者になってしまうことが後々になって分かりました。

○井熊副主査 今回のMSP、サービスプロバイダの契約はNEDOさんが要求性能を出して、そのソリューションを相手方が考えるということで、基本的には既存業者が非常に有利になると。次の応札でも、どうやればNEDOさんの要求に応えることができ、具体的にそういう運用の状況がどういうことなのかというようなことに関して、やっている人が一番分かるわけですから、その意味で、先ほどのサービスプロバイダなので、ノウハウに当たるところは開示したくないという事業者の意見は分かるのですけれども、チャレンジャーが十分にチャレンジできる状況を積極的に整えていかないと、思っているほどの競争が得られないのではないかと私は思います。

その意味で、情報開示とともに、スケジュール的にも、見積の時間とかもう少しとった方がよろしいのではないかなと。今、入札説明会が1月上旬で、提出期限が2月の中旬になると、実質的に1か月強しかないわけで、こういうNEDOさんの要求水準を見て、それでソリューションを考える時間は、1か月で本当にできるかなというようなどころとかも改善が必要ではないかと思えます。

先ほど委員からも指摘のあった、例えばペナルティ条項のところとかこういうところは、サービスでやる場合は、モニタリングとか、減額のシステムなどを入れた方がいいのではないかなと。そうでないと、こういうところは、やったことがある人とない人で、これがどのくらい実効性があるのかということに対する感覚が違ってきますね。そういう諸々のところで、チャレンジャーが尻込みをしないような関係を築いていった方がいいかなと。

先ほどのJVの件ですけれども、そういうふうにキャリアの数などが限られる場合は、そういうものだけは複数のグループに入れるという形で、競争性を担保していますね。という意味で、できれば、JVの条項を入れていただいた方が、競争環境は高まるのではないかと思いますし、ここで審議されているものの多くは、JVを許容しているものが多いものなので、ぜひ御検討いただければなと思います。

あと、ちょっとつけ加えて、実績のところ、中央省庁と公共団体のシステムの類似性を求める根拠を何ですか。民間のシステム経験ではいけないという技術的な根拠はありますか。

○坂内主幹 今、御質問を全部で5ついただいたと思うので、一つずつ順を追って回答させていただきたいと思えます。

最初の御質問、提案書をつくる期間の前に御質問をいただいていた内容ですけれども、済みません。こちらをもう一度お願いします。

○井熊副主査 この要求水準に関して、どのようなソリューションを提供すればいいかということ、やっている人が一番分かるので、こういう入札は既存業者が有利になる

のですね。ですから、情報開示に関しては、向こうの言い分も分かりますけれども、積極的に対応していかないと、既存業者有利という形になるので、NEDOさんがお考えになっているような競争にはならないのではないかと思いますということを申し上げました。

○坂内主幹 分かりました。

まず最初の既存業者が有利にならないようにという点についてですが、こちらはNEDOとしても同じように、多くの参加者に来ていただきたいと思っておりますし、もちろん新規の方にも来ていただきたいと思っております。ですので、既存業者ができるだけ有利にならないというような形で、今回、仕様書については、既存の設備や機器については有利としてはならないという形で制限をかけておりますので、まず基本的に今やっているものをそのまま使えるので、提案者が有利になってしまうと、この点については排除をしているという形で考えております。

それから、情報開示については、まさしくおっしゃるとおりだと思っておりますので、NEDOとしてはできるだけ開示をしていきたいということで、今回の調達に関しても、開示できるものはどんどん開示していくという形で改良をしていくという形で考えております。

次に、提案期間が短いので、できるだけ長くした方がいいのではないかと思います。こちらについても、提案期間はできるだけ長くとして、よい提案をしていただきたいと思っておりますので、今のスケジュールで行きますと、最低限の公告期間は50日は確保できるのですが、もし、この後の手続が少しでも早まれば、その早まった分を公示を早く行うようにして、提案する時間を長くするという形で実施していきたいと思っております。

次に、ペナルティの件ですが、基本的な考え方としては、ペナルティを実施したいと実は思っているわけではなくて、ペナルティがあるよということで、サービスはきちんと実施していただきたいというのが我々の考え方になります。ですので、ペナルティは持っているけれども、行使をしたいために持っているのではなくて、あなたたちちゃんとやらないとペナルティがあるんだよということで、きちんとしたサービスを提供してもらうということで考えておりますので、先ほどお話がありましたように、例えばモニタリングとかそういったところについては、できる範囲でやっていきたいと思っております。

次に、ジョイントベンチャーですが、今回、複数の者が協力してサービスを提供するという形で、小さい業者さんや初めての業者さんでも、実際には提案の参加者として入ることができるような形を考えておまして。ジョイントベンチャーの形とまるきり同じとはなっておりませんが、ジョイントベンチャーと同じような仕組みでできることをまず考えています。これは参加していただく方を少しでも広げたいという形で考えているところが1つ。

もう一つ、契約の形態に関してのリスクを少し考えています。ジョイントベンチャーの場合には、基本的に複数者契約となるという形になって、その契約の内容で、責任の範囲

とか責任の分界点をできるだけ明確にしていった方がいいのですが、ジョイントベンチャーの場合だと、今までなかなか難しいというお話が多々あると聞いておりますので、できれば、形としては、通常の請負契約の中でたくさんの方に参加をしていただくという形でやりたいと考えております。

最後の実績のところですけれども、実績については、先ほどお話をちょっとしましたが、我々としては、加点という方向で今考えようかなというふうに変えようと思っておりますが、我々がリスクとして考えておりましたのが、具体的に書いたらどうだというお話がありましたけれども、あるポイント、ポイントでは、例えば中央省庁とかこういう独立行政法人みたいなところは、人の異動が2年とか3年とかいう感じでぼんぼんかわっていくとか、ある一点、ある一点で見ていくと、そういう特徴はあるのですけれども、全体で見たときに、その特徴となっているものを全て書き切れるかというところ、なかなかちょっと難しいというところがありまして、実際には国の機関とか独立行政法人の業務を実施したという、サービスの内容というよりはやり方、運用の仕方というところで、実際の経験がある、ノウハウがあるというところを評価するという目的で項目自体は考えています。

○井熊副主査 モニタリングのところは、後でややこしくなるということで、これはNEDOさんの問題なのかなと思うのですけれども、JVのことに関しては、いろいろなところでも実施をされているやり方ですので、その方が門戸が広がるのであれば、できるだけそうしていただきたいなと思います。

それから、中央省庁に関して、民間とは全く同じではないにしても、技術的に明確な根拠がない限り、中央省庁とかそういう実績を優先させることが一部の事業者を有利にする条件になりますので、そういう技術的な根拠がなければ排除した方が私はよろしいと思います。

○石堂主査 私も、「独立行政法人または中央府省」と書いてあるのが非常に気になっていて、民の経験はだめなんだということをどういうふうに説明できるのかなというところが1点ですね。

それと、もう一つは、独法と中央省庁という限定の仕方が、また疑問に思うところで、俗に言う官と民と分けたときに、中央省庁は官ですね。独法はどちらかというところ、官・民の中間くらいという感じにみたときに、例えば中央省庁ではないけれども、東京都みたいな大きいところの経験はだめなのかとか、官・民の中間であっても、公団、事業団はたくさんありますし、大きいものもあるわけですよ。それは何でだめなのかというところが、もしも、民はだめなのですという説明があったとしても、さらに、その先で、独法と中央省庁の経験だけが良しとされるのかの理由がやはり説明されなければだめなのではないか。

「等」を入れて、若干幅を持たせる必要がある部分なのではないかなという感じがします。

○大江部長 私から補足をさせていただきます。今、先生方の御意見をお聞きして、この基礎点にこの項目を入れるのは不適切かなと思っておりますので、基礎点の中で、発注者と同規模以上の独立行政法人または中央府省での導入・運用実績という形にはしないで、

加点項目にしては、と考えています。

○石堂主査 これは、問題点としては若干緩和されるかもしれないけれども、どうしてそこが加点されるのかという意味では、全く質としては一緒だと思うのですよ。

○大江部長 なぜ、これを入れたかなのですけれども、まず、NEDOとして安定的なサービスを受けたいという思いがあって、同じような規模の独法で実績があれば、それはかなりいいですねというところはもちろんあります。もう一つは、今、人事異動の話をしたのですけれども、人事異動は民間企業でも当然あるので、そこは根本的に違いにならないということですが、特に違うところは、民間企業ですと、確かに辞めていく方とか、内部の異動は結構あるのですけれども、どんどん人が入ってくる、要するに、出向とかいう形で毎月入って来ます。そういう経験はなかなか民間企業では少ないのではないのかなという判断があって、これをあえて入れさせていただいたのです。要するに、1週間前に人事異動の内示があって、きっちり着任した瞬間から使えるような環境を提供していただかなければいけないという事情がございましたので、それで、他の独法とか官庁であれば、こういう経験を積まれているのではないのかなという思いで実は入れたのですけれども、確におっしゃるとおり、そんな根本的な問題かと言われると、ほかのところでも、別にこの経験がなくてもできるところはありますよねと言われるば、おっしゃるとおりかなという気がしています。

○井熊副主査 僕は、MSPというソリューション型の提案をNEDOさんが積極的にやられているということは非常にいいことだと思うのです。ただ、こういう性能発注というのは、既得権化しやすいとか、いろいろ問題があるので、いろいろなところからやゆされないような条文であるとか、競争性が発揮されないおそれがあるということに対する十分な注意とかそういうことをぜひ払っていただきたいなということで、ちょっとうるさいようですが、申し上げているわけです。

○大江部長 おっしゃることは非常によく分かりました。

○石堂主査 先ほど、井熊先生の質問に対する答えの中で、提案までの期間を多少なりとも長くというのがありまして。そのお答えからいくと、今後、入札を実行していく中で確保するように努力していくというように聞こえたのですけれども、こっこの期間が短くなれば、提案期間は当然長くなるのですと。要するに、これからの執行のやり方次第で、プロジェクト計画を1週間というような表現が出てきますけれども、それはもっと確保可能ですということは書き込めないものですか。

○坂内主幹 プロジェクト計画書については、確かに発注で契約ができた日にちから見ると1週間程度という形になっておりますけれども、実際には、提案書をいただいて、私たちだったらこうできますという提案を各社さんがされて、それから契約という形になりますので、提案書を作成する時点である程度全体像を見た上で、スケジュール感を持って、私たちならこういうふうにできますという、そういう提案をしておりますので、基本的には、契約日から白紙から書き始めるわけではなくて、もう頭の中である程度形になってい

るものを紙にあらわして形にして提出するという期間になると思います。

○石堂主査 私は業者でもないし、プロでもないので疑問に感じましたが、そういうことは普通は分かるはずだという考えですか。

○坂内主幹 そうですね。

○石堂主査 ほかはいかがです。

○小尾専門委員 先ほど情報開示の話が出ていたのですけれども、恐らく今回の契約の中で、設計書とか運用手順書とかいろいろなものを求めているので、多分、従来の契約でもそれを求めているのではないかと思うのですが、それはあるのですね。

○坂内主幹 あります。

○小尾専門委員 今回、これを見させていただいたのですが、それを開示することに関する記述が見当たらないので、仕様書には、契約者は、契約した後開示しますというような内容は書いてあるのですが、いわゆる入札する前に、応札者が閲覧をしてもいいというようなこと、もちろん全部を見せるのはいろいろなリスクがあるのであれだと思いののですが、必要なものは見せてあげた方が、先ほど人員とかの話もありましたが、基本的にはこれはサービス提供なので、例えば規模感とか、どのくらいのシステムを使っているかとかいうことが応札者側で分かれば、彼らもシステムをつくっている側とすれば、大体このくらいだよねというのは分かると思うのです。そういう意味ではできるだけ現在の契約に基づいて入手した成果物として出していただいた仕様の中で、セキュリティ上の問題があるものは出せないとは思いますが、それ以外のものに関してはできるだけ開示することを明示していただけないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○坂内主幹 NEDOとしても、できる限り開示はもちろんしていきたいと思っておりますので、今回の調達に関しては、現在行っているサービスについては、もう既に契約がある状態ですので、その範囲の中でできる限り開示をしていくという形でまず考えております。それから、今回の調達の案件について、それが次の調達をするときにも、できる限り開示をできるような形にしていきたいと思っております。

○小尾専門委員 成果物を出していただいているはずなので、成果物を出してもらっているということは、今、それはNEDOのものになっているはずですね。

○坂内主幹 はい。こちらの方に人格権だけ残して著作権はこちらに。

○小尾専門委員 そういう意味では、今の受注者の判断ではなくて、NEDOの判断で開示するかしないかということを決められるものに関しては、できるだけこの中に書いておいていただけると、多分、応札する側としては、何が見られて、何が見られないのかということが分かることによって、それを見れば、大体費用の積算とか、彼らがシステムをつくる上でのリスクとかが分かると思うのですね。そういう意味ではそこら辺がちゃんと明示してあると、応札側としては、多分少し安心すると思うので、そこら辺をぜひ検討いただければと思います。

○田窪主査 ちょっと補足させていただきたいのですけれども、現行の業者さんとの間の

情報開示については、仕様書ではなくて、実は、私どもと現行の業者さんとの間の契約書の条文で、こちらに関しての生成物については全て、甲・乙協議で両者納得の上で第三者に開示ができるという項目が入っております。そちらの契約の項目がある関係で、現行業者さんの方の公表の了承をいただかない限りは第三者に公表ができないので、著作物に関しては、NEDOの方で勝手に開示をすることができません。

今回の調達仕様書では、著作権の部分で全てNEDOに帰属するという文言を入れておまして、同様に、契約書でもそちらの項目を入れるという点はございませんので、今回の部分については全て開示できるように準備はしているのですけれども、現行についてはそういう形になっております。

○井熊副主査 あくまでも協議が必要だというのは分かるのですが、それがNEDOさんがこういうような新しいサービスを入れて、その公開性を高めるために必要だということをはっきりと向こうに伝えるかということだと思っておりますね。

過去にも、営業機密だということで出せないものを、公正性を保つということを説明されて、情報を出してもらったという例もありますから、そういうことは契約に書いてあるからということではなくて、NEDOさんの姿勢として、そういう必要性を伝えていって、少しでもその範囲を広げていくという努力は必要なのではないかなと思います。

○大江部長 今申し上げた協議事項ということなので、逆に言うと、協議すれば何とかあるという部分もございますので、そこは前向きに協議をしていきたいと思っています。ありがとうございます。

○関根専門委員 話が少し戻ってしまっていて恐縮ですが、先ほどの独立行政法人とか中央官庁での経験がない場合について御心配されていた点についてですが、これは、人の出入りとか、一般の会社よりは多分多いだろうと想定されていることからなのかなと思います。そのため、例えば、そうした状態に慣れていない業者が入ってきて業務が滞ってしまうのは困るということを考えているということで、そういう点は確かにあるかもしれないと思います。もし、そういうことであれば、こういうふうに入りの出入りが多いということをお前提とした対応ができるかというのを評価に入れるとか検討されてはどうでしょうか。そういうことができるという前提のもとであれば、別に一般業者でもいいので、そういう書き方をしていくというのも一つの方法ではないかなと思ったのですけれども、いかがでしょうか。

○大江部長 ありがとうございます。おっしゃるとおりだと思います。特に、官とか他の独法に限定する理由はありませんので、そういった書き方に改善していくというふうにしたいと思います。

○石堂主査 ほかはよろしいですか。

それでは、本実施要項（案）の審議は、これまでとさせていただきます。

事務局は何かございますか。

○事務局 辻先生からも先ほどありましたけれども、MSPという包括契約の中で、サービス

の中核にあたる部分を明示化していくかというのは、大きなベンダーの中には情報開示をしている部分もありますし、人員を含め、ネットワークの構成とかノウハウにあたる部分がどこまで開示できるかということが非常に重要だということを確認しました。

今回非常に難しいMSPというテーマの中で、NEDOさんが非常に頑張っているから、こちらからもこれから支援をしていきたいと思っております。

○石堂主査 それでは、幾つか要項の修正も必要な感じがございますので、本実施要項(案)については、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構におきまして、引き続き御検討をいただき、本日の審議を踏まえて、実施要項について必要な修正を行い、事務局を通して各委員が確認した後に、意見募集に入ってくださいということにさせていただきたいと思っております。

なお、委員の先生方におかれましても、さらなる質問や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せいただきたいと思います。

本日は、どうもありがとうございました。

((独) 新エネルギー・産業技術開発機構退室、 (独) 国際交流基金入室)

○石堂主査 それでは、続きまして、独立行政法人国際交流基金の「JF-NET運用管理支援業務」の入札結果報告及び実施要項変更(案)についての審議を始めたいと思っております。

入札結果及び実施要項変更(案)について、独立行政法人国際交流基金総務部システム管理課飯澤課長より御説明をお願いしたいと思います。なお、説明は15分程度でお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○飯澤課長 国際交流基金の飯澤と申します。よろしくお願ひいたします。

本日、御審議をお願いしております案件ですが、実は、本年1月31日の本小委員会において、私の前任者から一度御説明させていただいた案件になります。ただ、この入札が不調に終わりました。今回、入札実施要項を見直しし、再入札に向けて、再度、委員会において審議をしていただく機会をいただきました。2度目の御説明になりますので、調達内容についてはごく概要にとどめまして、再入札に向けた実施要項の見直しに説明の力点を置かせていただければと思っております。

私ども国際交流基金は、1972年に特殊法人として最初設立されまして、2003年に独立行政法人化されました。全世界を対象に文化外交、特に国際文化交流事業を総合的に行っております。事務所としては、日本国内に5か所、海外に22か所ございます。

今回御審議いただく入札案件は、このうち国内5か所の事務所で勤務する職員が利用しているJF-NETという執務用のコンピュータネットワークの運用管理支援業務の調達になります。

この概要について御説明したいと思います。資料C-2の入札実施要項(案)の通しページの4ページ目に概要を書いてございます。2の(1)のイにおいて、業務の概要を記載しております。JF-NETというのは、国際交流基金の執務用ネットワークでございまして、インターネットアクセス、グループウェア、ファイル共有、各種業務システム等が含まれて

おります。詳細の構成は、通し番号の37～41ページの「JF-NETについて」に書いてございます。

JF-NETを安全かつ安定的に利用可能になるよう、運用管理支援を行っていただける請負業者を調達するのが今回の入札の目的になります。

こちらに運用サービスとか、運用支援サービスとか、実際の業務について書いてございますけれども、こちらは前回御説明したので、詳細は省かせていただきます。

実際に、さらに細かい内容については、通し番号の5～6ページ、それから27～36ページの仕様書、42～70ページのサービスカタログ一覧に書いてございます。一部変更しておりますけれども、前回御説明した内容がベースになっております。

それから、JF-NETの規模ですけれども、通し番号の5ページにございますとおり、ユーザー数、クライアント端末は約600、サーバは150台、また、運用管理対象となる機器の設置場所は、3つのデータセンターを含めて8か所になります。

前回の委員会で御説明しておりますので、案件概要についてはこのくらいにとどめまして、今回の入札不調に伴う再入札に向けた実施要項の見直しについて御説明させていただきます。資料C-1に沿って御説明をいたします。説明の中で、適宜、資料C-2の実施要項（案）の該当部分を御参照いただきながら進めたいと思います。

資料C-1の1.「経緯」でございます。本件業務の民間競争入札を、（1）「入札手続」に記載のとおりの日程で実施いたしました。5月29日に実施した入札説明会には10者の参加がありました。その後、入札に参加するという希望は2者あったのですが、結局、開札を7月11日に行いましたけれども、このときに応札されたのは1者のみでございました。その1者についても、予定価格の制限を超えておまして、交渉しましたが、それ以下に下がらないということで、入札不調という形になりました。入札後、入札参加者に対して、不落随契による交渉の可能性を確認しましたが、これ以上の価格交渉は困難であるという回答を受けました。ちなみに、本業務にかかわる現行の請負業者は、過去の納期遅延を理由に応札に参加しておりません。

続きまして、2.で「再度公告入札に向けた見直し」ですけれども、上記1.の「経緯」並びに、入札説明会参加者へのヒアリングなどを踏まえた結果、もともとの要件のままでの請負業者選定は困難であると判断しまして、複数の入札参加者が臨めるよう、次のように実施要項（案）を改定することにいたしました。

（1）入札参加資格要件のうち過去実績にかかわる規模要件の緩和、それから、（2）予定契約期間の36か月から44か月への延長、（3）本業務の仕様につき誤解を生じさせないような説明の注意がございます。また、（4）で、時間の経過に伴って、私どもの中でも機器類を預けているデータセンターを4か所から3か所に減らしたり、内閣府公共サービス改革推進室様で、「OA関係LANの運用管理の実施要項の参考例」の改定を行われたことなどを踏まえて、その関連する記述部分について、併せて修正しておくことといたしました。

今挙げた4点の見直し部分の詳細を御説明させていただきます。

まず、(1)の「入札参加資格要件の緩和」ですが、資料C-2の通し番号8ページの4の(9)ですが、もともとは「過去5年以内にJF-NETと同等規模以上でデータセンター及び回線利用を含むコンピュータネットワークの運用支援業務を請け負った実績があること」を要件としておりました。ただ、入札説明会の参加者に対してヒアリングを実施した結果、この「同等規模以上」という要件があったことから、今回は参加を見送ったといった回答がございました。

常駐場所は、国際交流基金の本部事務所でございますので、幾つ拠点数があるとか、WANの回線が幾つあるかというような規模に必ずしも重きを置き過ぎる必要はないのではいかと判断いたしまして、修正を加えました。「過去5年以内に本業務と種類を同じくする」という形で見直すことにしたいと考えております。

同様の修正を、通し番号の29ページ、66ページにも、同じ文言を修正してございます。

続きまして、(2)「契約期間の延長」でございます。資料C-2の通し番号7ページの3の「実施期間に関する事項」です。不落随契交渉の際、相手方より、「契約開始前の各種作業にかかわる工数経費の回収が見込めないことから辞退する」という話がございました。年間の予算の制約がございますので、この制約を超えて契約を締結することはできません。ただ、契約期間を延ばすことによって、落札者が契約期間を通じた利益総額の増大を見込み得るようにして、もって入札参加の動機を高めるようにしたらどうかと考えまして、契約期間を36か月の平成26年10月から平成29年9月までから、44か月平成27年2月から平成30年9月までに変更したいと思っております。

なぜ契約期間満了月が9月かと申しますと、国際交流基金では、年度当初は、本件業務の最も繁忙期に当たっております。業者の交代に当たりましては、一番避ける時期になると考えております。過去の経験則上、夏の時期が業務の閑散期に当たっておりますので、請負業者が交代するときは、その業務の引継ぎは極力本来業務が少ない時期にしてもらって、本来業務に支障を与えないことが合理的と考えまして、9月を契約満了月に設定いたしました。

続いて、(3)の「追加説明」でございます。追加説明は2点ございまして、まず、資料C-2の通し番号20ページです。不落随契交渉の際、相手方より仕様で必須要件としていないプロジェクト・マネージャの工数が計上された詳細見積書の提示を受けました。その理由を質問したところ、「従来の実施状況に関する情報開示部分において、プロジェクト・マネージャの記載があったから、それを計上した」という回答がありました。この記載している場所については、「『前回』入札時における要件」と明記しておりました。また、当該部分を含めて、今回入札と前回入札では一部仕様が異なるというふうなことは、入札説明会でも説明しておりました。にもかかわらず、誤解を与えてしまったことを受けまして、当該事項記載欄中に、「プロジェクト・マネージャの参画は想定していない」ことを、また書きにて明記することにしたいと考えております。

次に2点目で、資料C-2の通し番号26ページの「対応フロー図」の左下部分になります。同じく、不落随契交渉の相手方より、「過去取り扱った経験のない製品に不具合が生じた際、自分たちで復旧させ得るか不安であり、結果、それなりのバックアップ体制も組まざるを得ない」との話が出ました。ただ、本業務では、ハード・ソフト・システムの保守業務を調達するのではなくて、手順に基づく作業とエスカレーション及びエスカレーション先作業のコントロール（進捗管理）が業務になっておりますので、「対応フロー図」に、その点を追記することによって、業務範囲のさらなる明確化を図っておくこととしたいと考えております。

それから、4点目、(4)の「時間の経過に伴う修正」ですが、本年7月に、秋葉原にあります東京データセンター内に設置した機械を、三鷹にある西東京データセンターに移設し、秋葉原の東京データセンターの利用をやめました。また、先ほどもお話ししましたとおり、内閣府公共サービス改革推進室様が作成した実施要項の標準例が改定されたことを受け、その関連記述部分を修正したいと思っております。(4)に該当するのが、通し番号5ページ、7ページ。それから、16ページはかなり変わっていますが、これは改定された標準例の表記に合わせております。それから、37ページ、41ページ、49ページも最新のデータに変えました。51～52ページも最新のデータに変えております。

以上、御説明申し上げたとおり、これらの変更点を反映させまして、資料C-2の9ページに赤字で記載しておりますが、本年9月に官報公示を再度いたしまして、11月に入札を実施、12月に契約を締結いたしまして、来年の2月から本件業務を開始できるよう、再度、調達を実施したいと考えております。

以上をもちまして、私からの説明を終わらせていただきます。ありがとうございます。
○石堂主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明について、御質問・御意見のある委員は御発言をお願いいたします。

○宮崎専門委員 ちょっと確認ですが、通し番号30/71の(3)に「常駐要員の設置」のウで、常駐要員2名のうち必ず1名以上が常駐場所にて業務従事しなければならないと記載があるのですが、ここの意味がちょっと理解できなかったのですが、そうしますと、窓口業務の提供時間内に1名常駐していればよいという、もう1名の常駐要員はどこに常駐するのですか。

○飯澤課長 基本的には、2名が必ず常駐しているのですが、例えばトイレに行ったりとか、あるいは食事に行ったりとか、あるいは、実際にオンサイトで別なフロアに行っていた場合でも、必ず1名はデスクにいて、必ず電話を取るよという形になっております。

○宮崎専門委員 分かりました。もしかしたら、1名常駐でいいということなのであれば、要件が大分緩和されるので、それは誤解ないように記載いただいた方がよいのではないかと思いますけれども、意味は理解できましたので、ありがとうございます。

○辻専門委員 資料C-2の53/71ページです。別紙5と書かれた「機密保持に関する誓約書」でございます。こちらは、個人情報に関して守りなさいという内容ですけれども、これは今回この企画を進行するに当たって、かなり規模の大きい個人情報の名簿等を扱ったりする予定はあるのでしょうか。

○飯澤課長 「かなり規模の大きい」とは、例えば国の定める1,000件以上のものとかということですね。そういうものも一部はJF-NETの上には載ってはいます。

○辻専門委員 貴機構のお客さんというか、サービスを提供する一般の消費者とかいる場合と仮定して、そういう外部の方の名簿なののでしょうか。それとも、内部の方の名簿ですか。

○飯澤課長 職員のものか外部の方のものかですね。両方ともございますが、職員に関しては、そんなに人数が多くございませんので、1,000件を超える名簿という場合は、外部の方を含んでいます。

○辻専門委員 もしも、名簿流出とかがあった場合に、外部の方の名簿ですと、外部からの損害賠償請求が来ると思います。現状案ですと、この誓約書の12項を見ると、通常の損害の範囲で賠償の責を受けても異議がないと書いてあって、これは民法上の原則が書いてあるだけですので、これは多分デメリットとしては、貴機構が賠償の額を立証しないとお金をもらえない状態ですので、この辺り、顧問弁護士の先生とかと相談をして、損害の立証を不要とするような、例えば違約罰の形にするとか、損害が発生したかどうか立証する前に、少なくとも名簿が流出したという事実が分かった段階で自動的に幾らかもらえるという内容にしておいた方が、リスクが回避できると思います。

○飯澤課長 ありがとうございます。

○早津専門委員 ちょっと聞き落としてしまったかもしれないのですが、仕様についての誤解をさせないような説明の追加の追記はどこにありますか。

○飯澤課長 通し番号20/71の(注記事項)がありまして、これの赤字部分が1か所と、26/71の「対応フロー図」の左下の赤字部分になります。

○早津専門委員 ありがとうございます。

あと、(1)の過去の実績にかかわる規模の要件を緩和したということですが、これは、「データセンター及び回線利用を含む」というところがポイントなのですか。どこがポイントですか。

○飯澤課長 我々の本部事務所とデータセンターを合わせて8か所あるということで、通常、そこまで行かなければいけないのかとか、そういうふうに考えられたみたいなのですね。同等規模といった場合に、そんなにたくさんの拠点をやったことはないという話がありまして。ただ、別にいつもそちらの方には行くわけではなくて、基本的には、本部の事務所にいてやるのですということを明示した方がいいかなということです。

○早津専門委員 同規模というのは、一般的にそういう拠点のことを言うのですか。対象とするユーザー数とかサーバの台数とかなのかなと、私素人なので思ったのですが、

拠点なんですか。

○飯澤課長 そうですね。規模の場合は、確かにいろいろと考え方があってと思いますので、その数字を書くのではなくて、「同様の」という形にした方が、より参入しやすいかなというふうに考えました。

○早津専門委員 種類が同じというのは、扱っているその業務の内容のことですね。規模とはまた別ですね。そうすると、同等規模だったのが、小さいところでも扱ってれば、同じ種類の内容のことをやっていれば、1回でも、1台でもという感じになるのですか。

○飯澤課長 余り小さ過ぎる場合は、多分、「同様の」というふうには見なさないのかなと思うのですが、確かにおっしゃるとおり、どういう基準なのかというところは、その数ではなくしたので、参入しやすくなるかもしれないですが、逆にその縛りがなくなるとは思います。

○早津専門委員 ここを入れた必要性は多分あるのですね。最初に入れたのは、その不安というか、余り大きいのを扱ってないところがやられてしまうと不安だという必要性があったから入れたのだと思うのですが、その必要性の1つの中に拠点まで必要ではないのかというお話があったのですが、その拠点がネックだけ、扱うだけの力はあるけれども、拠点は無いという業者さんがいらっしまったという理解でいいのですか。

○飯澤課長 そうですね。

○早津専門委員 それがうまく入ると本当はいいのかなと思ったのですが、一気にハードルが全然なくなってしまったのかなとちょっと思いました。

○飯澤課長 ここをどういうふうに書いたらいいのかなというのは、ちょっと苦労しました。

○早津専門委員 難しいですね。

○若林専門委員 2点確認です。時間に伴う修正で、東京データセンターから西東京データセンター内に移設ということで、場所が移っているのですが、そのサイトが移ったことによる負荷の違いはないということによろしいのですね。

○飯澤課長 そうですね。多くのところに分散すると、その通信代とかいうのも別途かかってきますので、なるべく集めた方がいいということでやっておりますが、ネットワーク上に何か負荷が増えるとかということではないです。

○若林専門委員 仕事上の負荷が増えたということはないということですね。

○飯澤課長 ということをございませぬ。

○若林専門委員 それはこれではっきりと分かるということによろしいですか。この仕様書を見れば、それは分かるということですね。

○飯澤課長 多過ぎるよりも、少し拠点が減った方が、その保守業者とか、あるいはデータセンターとかというところの業者も減りますので、管理がしやすくなるということだと思います。

○若林専門委員 ありがとうございます。

それから、もう一点、19/71ページで、25年度まで3年連続で落札額が減額になっているのですけれども、その理由が書いてあって、質が保たれなかったということが大きいのですが、この保たれなかった質は、前に書いてあった保つべき質との対比ということによろしいのですか。

○飯澤課長 そうですね。

○若林専門委員 そうすると、これは非常に例外的な場合であって、3年目はお互いの合意によりということですが、今後こういうことがあるのは、通常の質を維持している限りはないということによろしいのですね。

○飯澤課長 そうですね。19/71に書きましたように、最初の年は東日本大震災とかで、その要員が実際に病気になってしまって欠員になっていたりとかそういう特別な事情でかなり減額がされているのですけれども、あとは、実際にこちらが期待しているものになかなか応えていただけないということで、両者でお話をして、先方からこの部分は御期待に沿えないのでという形で減額を言われてきたという形になります。

○若林専門委員 分かりました。3年連続減額が続いているので、業者としてはそういうことがあり得るといような不安がありはしないかと思ったもので、これが特別な事情で、この6ページに書いてあるところがかなりの程度満たされなかったのだといようなことが分かれば、もう少し安心できるのかなと思いましたが、お聞きしました。ありがとうございます。

○石堂主査 ほかはいかがですか。よろしいですか。

それでは、本入札結果及び実施要項変更（案）の審議は、これまでとさせていただきます。

事務局から何かございますか。

○事務局 特にございません。

○石堂主査 それでは、本実施要項変更（案）については、先ほど、辻先生からの機密保持に関する部分のお話がありました。ただ、これは内容的に考えると、基金さんがどう自分自身を守るかという話でありますので、恐らく顧問弁護士さんか何かと相談されて、こういう変更をするということであれば、それは事務局に御報告をいただくことによろしいのではないかと思います。

○飯澤課長 はい。

○石堂主査 つきましては、本日をもって小委員会での審議は終了したものととして扱わせていただいて、改めて小委員会を開催することはせずに、実施要項変更（案）の取扱いや監理委員会への報告資料の作成については、主査である私に一任していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（各委員了承）

○石堂主査 今後、さらに、実施要項（案）の内容等について何か疑義が生じた場合には、各委員から事務局に上げていただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

それでは、本日はどうもありがとうございました。